

悪天候時の対応について (2021.11改訂)

岐阜東高等学校

1. 非常変災時の「警報」発令における生徒の登・下校指導について

(1) 生徒が登校する以前に「警報」が発令されている場合

①岐阜市内に住んでいる生徒（高校・中学）が、登校する以前に岐阜市に「警報」が発令されている場合

(ア) 午前6時00分までに解除された場合は、平常授業とします。

(イ) 午前6時00分までに解除されない場合は、当日の授業はオンライン授業とします。ただし、(ア)(イ)の場合において、道路・橋の損壊などで危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及びません。

②岐阜市以外に住んでいる生徒（高校・中学）が、登校する以前に岐阜市に「警報」が発令されている場合 ⇒ ①に準じます。

③岐阜市以外に住んでいる生徒（高校・中学）が、岐阜市に「警報」が発令されていなくても、登校する以前に居住あるいは登校時に通過する市町村に「警報」が発令されている場合 ⇒ ①に準じます。

(2) 生徒の登校後に非常変災時の「警報」が発令された場合

①高校

発令時の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）交通機関の状況、道路の状況等を判断して、「校内待機」としますが、生徒を安全に帰宅させると認めた場合、当日の授業を中止して速やかに下校させます。

遠距離通学者については、その帰宅が困難と認められる場合には、その危険がなくなるまで学校に残し「校内待機」、校内の最も安全な場所に集めます。または、保護者に迎えを依頼します。

②中学

警報発令前に下校させることを原則とします。

警報が発令中に下校させる時は、生徒の安全が確保できないと判断される場合は、生徒を単独では下校させず、「校内待機」または、保護者に迎えを依頼します。

2. 非常変災時の「警報」警報発令時は、発令中原則平常通りの授業を行わない

（「校内待機」または「下校」）。

3. スクールバスの運行・運休は午前5時に判断し、運休の場合はその後の警報の解除・授業の有無に係らず全便が運休となります。その後、警報が解除され平常授業の時は、下校用ス

クールバスは平常通り運行されます。

保護者さまへ

以下の点に特に注意して下さい。

暴風警報以外の場合も非常変災時の「警報」として十分な注意をしてください。

ラジオやテレビの情報に十分注意して下さい。

風雨・出水などにより、道路の寸断や交通機関の乱れなどの事態が予想されます。普段以上に安全に注意して「自宅待機」または「登下校」して下さい。